

宇和島市選挙管理委員会告示第2号

宇和島市議会議員及び宇和島市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

宇和島市議会議員及び宇和島市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する規程（平成17年選挙管理委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

宇和島市選挙管理委員会委員長 土居 秋義

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

様式第11号（第4条関係）

様式第11号（第4条関係）

様式第11号(第4条関係)

様式第11号(第4条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

選挙運動用ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日執行

年 月 日執行

選挙

選挙

候補者氏名

(※)

候補者氏名

(※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

ビラ作成業者の住所及び氏名並びに法人にあっては、その主たる事務所の所在地名称及びに代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

ビラ作成業者の住所及び氏名並びに法人にあっては、その主たる事務所の所在地名称及びに代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が宇和島市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宇和島市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
市長選挙 : 16,000枚以内
市議会議員選挙 : 4,000枚以内
 - 限度額
7円73銭(単価)×当該作成枚数=限度額・・・1円未満の端数は切り上げ

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が宇和島市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宇和島市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数
市長選挙 : 16,000枚以内
市議会議員選挙 : 4,000枚以内
 - 限度額
8円38銭(単価)×当該作成枚数=限度額・・・1円未満の端数は切り上げ

様式第12号（第4条関係）

様式第12号(第4条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日執行

選挙

候補者氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

ポスター作成業者の住所及び氏名並びに法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が宇和島市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宇和島市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$ 1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第12号（第4条関係）

様式第12号(第4条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

年 月 日

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日執行

選挙

候補者氏名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

ポスター作成業者の住所及び氏名並びに法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数	箇所

備考

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が宇和島市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宇和島市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数

(2) 限度額

$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$ 1円未満の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額

様式第13号その2（第5条関係）

様式第13号その2別紙(第5条関係)

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
			7.51					

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第13号その2（第5条関係）

様式第13号その2別紙(第5条関係)

請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額
A	B	A×B=C	D	E	D×E=F	G	H	G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円
			8.38					

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第13号その3（第5条関係）

様式第13号その3別紙(第5条関係)

請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名 _____

選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I
か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$$
 1円未満の端数は切上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第13号その3（第5条関係）

様式第13号その3別紙(第5条関係)

請求内訳書(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名 _____

選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額		
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I
か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

備考

- 「選挙の行われる区域におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots$$
 1円未満の端数は切上げ
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この告示は、令和7年6月30日から施行する。